

○工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について

平成 20 年 3 月 31 日 19 農振第 2225 号
最終改正 令和 7 年 3 月 28 日 6 農振第 2973 号
農村振興局長から各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて

農村振興局所管の直轄工事に関する総合評価落札方式の実施手続については、「工事に関する総合評価落札方式の実施について」（平成 13 年 4 月 2 日付け 12 経第 2806 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施通知」という。）及び「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成 13 年 4 月 2 日付け 12 経第 2807 号大臣官房経理課長通知。以下「実施手続通知」という。）に基づき実施されているところであるが、この度、実施手続通知の一部改正により、総合評価落札方式の対象工事、種類及び評価項目等について定められたところである。

については、配点割合、標準 A 型、標準 B 型及び簡易型における評価項目及び評価基準について下記のとおり定めたので、適切に実施されたい。

記

第 1 配点割合

総合評価落札方式を実施しようとする場合における、実施通知第 2 のⅢの 1 の得点配分は、以下のとおりとする。

(1) 施工体制の確保状況を確認する場合

- ア 標準点 100 点
- イ 施工体制評価点 30 点
- ウ 加算点 高度技術提案型にあつては、50 点とする。
標準 A 型（品質向上重視型）にあつては、50 点とする。
標準 B 型（施工計画重視型）にあつては、40 点とする。
簡易型にあつては、事業所長等契約を対象とし、30 点とする。

(2) (1) 以外の場合

- ア 標準点 100 点
- イ 加算点 高度技術提案型にあつては、50 点とする。
標準 A 型（品質向上重視型）にあつては、50 点とする。
標準 B 型（施工計画重視型）にあつては、40 点とする。
簡易型にあつては、30 点とする。

第 2 標準 A 型及び標準 B 型における評価項目及び評価基準

標準的な評価項目及び評価基準について、(別紙①) 及び (別紙②) のとおり定める。

第 3 簡易型における評価項目及び評価基準

標準的な評価項目及び評価基準について、実施手続通知の別紙 3 に基づいて (別紙③) のとおり定める。

第 4 評価の対象から除外する工事

企業及び技術者の工事实績の評価の対象から除外する工事は、当該工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に違反した行為が認められた工事とする。

第 5 その他

配点割合、評価項目及び評価基準については、実施結果を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととする。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

(別紙 ①)

標準A型（品質向上重視型）における評価項目及び評価基準（標準例）

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
技術提案	社会的要請、総合的なコスト、工事事務物の性能・機能など特定の技術的課題 土地改良法等に基づく農業農村整備工事で構築する構造物の目的と役割に関する知見 その他の事項 （上記の項目に基づき1～3課題（標準2課題）を提示し、1課題につき1提案を求める。）	技術提案内容を評価し、評価点の範囲内で加点する。 （※提案に対する具体的な評価・加点の基準については、工事の特性に応じ、案件ごとに定め入札説明書に明示すること。） 適切である。	50点	1～50点
		不適切である。		0点
				欠格
技術提案小計		（1項目）	最高50点	
企業評価	VE提案 管内直轄／過去3年間 （※WTO政府調達協定の対象工事には適用しない。）	完成時評定 IV、V、VI評価	2点	2点
	不正又は不誠実な行為等 管内直轄 （※WTO政府調達協定の対象工事には適用しない。）	営業停止、指名停止、文書注意の履歴有り。 （減点の対象とする期間等については、入札説明書等へ明示すること。）	-3点	-3点
	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等（※WTO政府調達協定の対象工事のみ適用）	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点	1点
企業評価小計		（3項目）	最高3点	
合計		（4項目）	最高53点	

- ※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。
- ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。
- ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

企業評価に関する選択項目（企業評価の項目に追加して評価することができる。）

企業評価	地元企業活用 （本工事の契約額に占める地元企業との下請予定契約金額の割合を評価） （※WTO政府調達協定の対象工事には適用しない。）	35％以上	2点	2点
		25％以上 35％未満		1点
		下請け業者は同種工事（規模は問わない）の元請け施工実績有り。	1点	1点

選択項目（特に工事難易度が高い工事に対して、評価項目に追加して評価することができる。）

ヒアリング	企業に対するヒアリング （出席者に配置予定技術者を含めるものとする。） （評価基準の例）	農業農村整備等工事で構築する構造物の目的・役割の理解度。	1点	0～1点
		現地特性（農地状況、農業水利状況、現況施設の維持管理状況、地質、環境（生態系・景観等）、その他受益地域の特性等）の理解度。	1点	0～1点
		技術提案内容に対する理解度。	6点	0～6点
		当該工事の施工に関する技術的所見。	2点	0～2点
	ヒアリング小計		最高10点	

(別紙 ②)

標準B型（施工計画重視型）における評価項目及び評価基準（標準例）

評価項目		評価基準		配点	評価点
企業評価	優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く） 農業農村整備等直轄／過去3年間	大臣、農村振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）		2点	2点
		（当該）農政局長（管内）			1点
		事業（務）所長（当該農政局管内）			0.5点
	表彰実績 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞		1点	1点
	工事成績評定（平均点） 農業農村整備等全国直轄（地方農政局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	80点以上		2点	2点
		75点以上～80点未満			1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動） （右に示す活動。無償に限る。） 管内／過去3年間	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）。		6点※3	2点
		管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績。			1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動） （右に示す活動。無償に限る。） 管内／過去3年間※1	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）。			2点
		会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績。			1点
		会社の自発的な活動実績			0.5点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定） 管内	土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結有り（所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。申請書提出期限の日において締結を行っているもの。）			1点
		災害協定に基づく災害活動実績有り（除雪作業は含まない）			1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動実績） （有償・無償を問わない） 管内／過去3年間	災害協定に基づかない災害活動実績。 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時も含む）。 家畜防疫活動実績（防疫協定の有無を問わない）			0.5点
		5組織以上			3点
3～4組織			2点		
地域への貢献、地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績）※2 管内／過去3年間	1～2組織		1点		
	当該年度の管内直轄工事の契約件数 （契約金額（税込み）〇〇円以上を対象） 【発注する当該工事等級の予定価格の範囲の下位の金額を記載（D等級：250万円以上）、等級の設定がない工事は土木工事に準拠】	0件		3点	3点
		1件			1点
2件以上			0点		
不正又は不誠実な行為等 管内直轄	営業停止、指名停止（当該農政局長）、文書注意（当該農政局長）の履歴有り。 （減点の対象とする期間等については、入札説明書等へ明示すること。）		－2点	－2点	
(10項目)				最高14点	
技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数 土木工事は（一級土木施工管理技士） 【施設機械設備等工事は、別紙④を参照】	5年以上		1点	1点
	配置予定技術者の保有資格 【施設機械設備等工事は、別紙④を参照】	技術士（農業土木又は当該工事に該当する技術部門の選択科目）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士、コンクリート技士等。 （※対象とする資格については、工事の特性に応じ、案件ごとに定め入札説明書に明示すること。）		1点	1点
	工事の施工経験 全国 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	過去3年間 下記工事以上の施工実績有り。 （例）工事：管水路（DCIP）φ800mm L＝300m		2点	2点
		過去10年間 上記工事以上の施工実績有り。			1点
	優良工事表彰実績 農業農村整備事業等直轄／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	大臣、農村振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）		2点	2点
		（当該）農政局長（管内）			1点
		事業（務）所長（当該農政局管内）			0.5点
	表彰実績 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞		1点	1点
	継続教育（CPD）への取り組み状況	農業農村整備に関する継続教育【公益社団法人農業農村工学会の証明】の前年度取得ポイント証明（1.5ポイント以上）有り。※4		2点	2点
		上記以外の建設系CPD協議会に加盟する機関が発行する継続教育の前年度取得ポイント証明（1.5ポイント以上）有り。※4			1点
(6項目)				最高9点	

※1 令和7年度に入札契約手続を開始する工事における地域農産物消費拡大等の継続的な活動実績については、令和6年度における単年度のみの活動実績についても評価の対象とする。

※2 A等級を競争参加資格の条件に含める場合には、「多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績」を評価項目に含めないものとする。

※3 地域への貢献は合計点を評価点とし、合計点が6点以上となった場合は最大6点として評価する。

※4 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、下線部について「緊急事態宣言が発動された年を除く、過去3年間の取得ポイント証明（平均15ポイント以上）」に読み替えることができる。）

（次の頁へ続く）

(標準B型の続き)

技術提案	技術提案の適切性 以下の事項から 1 ～ 2 課題（標準 1 課題）を提示し、1 課題につき 1 提案を求める 〔土地改良法等に基づく農業農村整備工事で構築する構造物の目的と役割に関する知見 発注者が指定した施工上の課題への対応 発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法 上記以外の項目〕	技術提案の内容を評価し、評価点の範囲内で加点する。 (※提案に対する具体的な評価・加点の基準については、工事の特性に応じ、案件ごとに定め入札説明書に明示すること。)	25点	1～25点
		適切である。		0点
		不適切である。		欠格
	(1 項目)			最高25点
	(15項目)			最高48点

企業評価に関する選択項目(予定価格が2.3億円以上の工事を対象に、企業評価の項目に追加して評価することができる。)

企業評価	地元企業活用 (本工事の契約額に占める地元企業との下請予定契約金額の割合を評価)	35%以上	2点	2点
		25%以上 35%未満		1点
		下請け業者は同種工事(規模は問わない)の元請け施工実績有り。	1点	1点

企業評価に関する選択項目(工事難易度がⅣ程度以上の工事に対して、企業評価の項目に追加して評価することができる。)

評企業価業	VE提案 管内直轄／過去3年間	完成時評定 Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ評価	2点	2点
-------	--------------------	---------------	----	----

技術者評価に関する選択項目(工事難易度がⅣ程度以上の工事に対して、技術者評価の項目に追加して評価することができる。)

技術者評価	工事成績評定(平均点) 農業農村整備等全国直轄(地方農政局及び沖縄総合事務局)／過去3年間	80点以上	2点	2点
		75点以上～80点未満		1点

(別紙 ③)

簡易 I 型における評価項目及び評価基準(標準例)

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
企業 評価	優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く） 農業農村整備等直轄／過去3年間	大臣、農村振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局） （当該）農政局長（管内）	2点	2点
		事業（務）所長（当該農政局管内）		1点
				0.5点
	表彰実績 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞	1点	1点
	工事成績評定（平均点） 農業農村整備等全国直轄（地方農政局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	80点以上	2点	2点
		75点以上～80点未満		1点
	地域精通度	当該工事実施地域内（受益市町村内）等に本社（本店）を有していること、又は、該当する都府県発注の農業農村整備工事に係る優良工事表彰実績有り。 （知事・部長／過去3年間）	1点	1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動） （右に示す活動。無償に限る。） 管内／過去3年間	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）。 管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績。	6点※3	2点
				1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動） （右に示す活動。無償に限る。） 管内／過去3年間※1	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）。 会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績。 会社の自発的な活動実績		2点
				1点
				0.5点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定） 管内	土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結有り（所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。申請書提出期限の日において締結を行っているもの。）		1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動実績） （有償・無償を問わない） 管内／過去3年間	災害協定に基づく災害活動実績有り（除雪作業は含まない） 災害協定に基づかない災害活動実績。 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時も含む）。 家畜防疫活動実績（防疫協定の有無を問わない）		1点
				0.5点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績）※2 管内／過去3年間	5組織以上		3点
		3～4組織		2点
		1～2組織	1点	
	当該年度の管内直轄工事の契約件数 （契約金額（税込み）〇〇円以上を対象） 【発注する当該工事等級の予定価格の範囲の下位の金額を記載（D等級：250万円以上）、等級の設定がない工事は土木工事に準拠】	0件	3点	3点
		1件		1点
		2件以上		0点
不正又は不誠実な行為等 管内直轄	営業停止、指名停止、文書注意の履歴有り。 （減点の対象とする期間等については、入札説明書等へ明示すること。）	－2点	－2点	
(11項目)			最高15点	
技術者 評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数 土木工事は（一又は二級土木施工管理技士） 【施設機械設備等工事は、別紙④を参照】	5年以上	1点	1点
	配置予定技術者の保有資格 【施設機械設備等工事は、別紙④を参照】	技術士（農業土木又は当該工事に該当する技術部門の選択科目）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士、コンクリート技士等。 （※対象とする資格については、工事の特性に応じ、案件ごとに定め入札説明書に明示すること。）	1点	1点
	工事の施工経験 管内 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	過去3年間 下記工事以上の施工実績有り。 （例）工事：管水路（DCIP）φ800mm L＝300m	2点	2点
		過去10年間 上記工事以上の施工実績有り。		1点
	優良工事表彰実績 農業農村整備事業等直轄／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	大臣、農村振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局） （当該）農政局長（管内） 事業（務）所長（当該農政局管内）	2点	2点
				1点
				0.5点
	表彰実績 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞	1点	1点
	継続教育（CPD）への取り組み状況	農業農村整備に関する継続教育【公益社団法人農業農村工学会の証明】の前年度取得ポイント証明（15ポイント以上）有り。※4	2点	2点
		上記以外の建設系CPD協議会に加盟する機関が発行する継続教育の前年度取得ポイント証明（15ポイント以上）有り。※4		1点
(6項目)			最高9点	

- ※1 令和7年度に入札契約手続きを開始する工事における地域農産物消費拡大等の継続的な活動実績については、令和6年度における単年度のみの活動実績についても評価の対象とする。
- ※2 A等級を競争参加資格の条件に含める場合には、「多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績」を評価項目に含めないものとする。
- ※3 ※地域への貢献は合計点を評価点とし、合計点が6点以上となった場合は最大6点として評価する。
- ※4 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、下線部について「緊急事態宣言が発動された年を除く、過去3年間の取得ポイント証明（平均15ポイント以上）」に読み替えることができる。）
- （次の頁へ続く）

(簡易Ⅰ型の続き)

簡 易 な 施 工 計 画	施工上考慮すべき事項に対する提案の適切性	特定の課題等について評価し、評価点の範囲内で加点する。 (※提案に対する具体的な評価・加点の基準については、工事の特性に応じ、 案件ごとに定め入札説明書に明示すること。)	10点	1～10点
	以下の事項から 1 課題を提示し、 1 提案を求める。			0点
	〔 施工計画上配慮すべき事項 発注者が指定した施工上の課題への対応 部材・工法等の品質の確認方法、管理方法 上記以外の項目 〕			欠格
			(1 項目)	最高10点
			(18項目)	最高34点

企業評価に関する選択項目（工事難易度がⅢ程度以上の工事に対して、技術者評価の項目に追加して評価することができる。）

企業 評価	工事の施工経験 管内／過去5年間	下記工事以上の施工実績を有する。 (例) 工事：管水路（DCIP）φ800mm L＝300m	2点	2点
----------	---------------------	---	----	----

技術者評価に関する選択項目（工事難易度がⅢ程度以上の工事に対して、技術者評価の項目に追加して評価することができる。）

技術者 評価	工事成績評定（平均点） 農業農村整備等全国直轄（地方農政局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	80点以上	2点	2点
		75点以上～80点未満		1点

簡易Ⅱ型における評価項目及び評価基準(標準例)

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
企業評価	優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く） 農業農村整備等直轄／過去3年間	大臣、農林振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局） （当該）農政局長（管内） 事業（務）所長（当該農政局管内）	2点	2点 1点 0.5点
	表彰実績 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞	1点	1点
	工事成績評定（平均点） 農業農村整備等全国直轄（地方農政局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	80点以上 75点以上～80点未満	2点	2点 1点
	地域精通度	当該工事実施地域内（受益市町村内）等にて本社（本店）を有していること、又は、該当する都府県発注の農業農村整備工事に係る優良工事表彰実績有り。 （知事・部長／過去3年間）	1点	1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動） （右に示す活動。無償に限る。） 管内／過去3年間	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）。 管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績。	6点※3	2点 1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動） （右に示す活動。無償に限る。） 管内／過去3年間※1	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）。 会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績。 会社の自発的な活動実績		2点 1点 0.5点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定） 管内	土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結有り（所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。申請書提出期限の日において締結を行っているもの。）		1点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動実績） （有償・無償を問わない） 管内／過去3年間	災害協定に基づく災害活動実績有り（除雪作業は含まない） 災害協定に基づかない災害活動実績。 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時も含む）。 家畜防疫活動実績（防疫協定の有無を問わない）		1点 0.5点
	地域への貢献、地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績）※2 管内／過去3年間	5組織以上 3～4組織 1～2組織		3点 2点 1点
	当該地域内での施工実績 過去3年間	当該工事実施地域内（受益市町村内）等での農業農村整備関係部門（国営、都道府県営、団体営）工事の施工実績有り。 （※当該地域の範囲については、案件ごとに定め入札説明書に明記すること。）	2点	2点
	当該年度の管内直轄工事の契約件数 （契約金額（税込み）〇〇円以上を対象） 【発注する当該工事等級の予定価格の範囲の下位の金額を記載（D等級：250万円以上）、等級の設定がない工事は土木工事に準拠】	0件 1件 2件以上	3点	3点 1点 0点
	不正又は不誠実な行為等 管内直轄	営業停止、指名停止、文書注意の履歴有り。 （減点の対象とする期間等については、入札説明書等へ明示すること。）	－2点	－2点
	(12項目)		最高17点	

※1 令和7年度に入札契約手続を開始する工事における地域農産物消費拡大等の継続的な活動実績については、令和6年度における単年度のための活動実績についても評価の対象とする。

※2 A等級を競争参加資格の条件に含める場合には、「多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績」を評価項目に含めないものとする。

※3 地域への貢献は合計点を評価点とし、合計点が6点以上となった場合は最大6点として評価する。

（次の頁へ続く）

(簡易Ⅱ型の続き)

技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数 土木工事は（一又は二級土木施工管理技士） 【施設機械設備等工事は、別紙④を参照】	5年以上	1点	1点
	配置予定技術者の保有資格 【施設機械設備等工事は、別紙④を参照】	技術士（農業土木又は当該工事に該当する技術部門の選択科目）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士、コンクリート技士等。 （※対象とする資格については、工事の特性に応じ、案件ごとに定め入札説明書に明示すること。）	1点	1点
	工事の施工経験 管内 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	過去3年間 下記工事以上の施工実績有り。 （例）工事：管水路（DCIP）φ800mm L=300m	2点	2点
		過去10年間 上記工事以上の施工実績有り。		1点
	優良工事表彰実績 農業農村整備事業等直轄／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	大臣、農村振興局長（全国：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）	2点	2点
		（当該）農政局長（管内）		1点
		事業（務）所長（当該農政局管内）		0.5点
	表彰実績 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞	1点	1点
	当該地域内での施工実績 過去3年間 主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	当該工事実施地域内（受益市町村内）等での農業農村整備関係部門（国営、都道府県営、団体営）工事の施工実績有り。 （※当該地域の範囲については、案件毎に定め入札説明書に明記すること。）	2点	2点
	継続教育（CPD）への取り組み状況	農業農村整備に関する継続教育【公益社団法人農業農村工学会の証明】の <u>前年度取得ポイント証明（15ポイント以上）有り。</u>	2点	2点
上記以外の建設系CPD協議会に加盟する機関が発行する継続教育の <u>前年度取得ポイント証明（15ポイント以上）有り。</u>		1点		
（7項目）			最高11点	
（19項目）			最高28点	

※前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、下線部について「緊急事態宣言が発動された年を除く、過去3年間の取得ポイント証明（平均15ポイント以上）」に読み替えることができる。）

企業評価に関する選択項目（工事難易度がⅢ程度以上の工事に対して、技術者評価の項目に追加して評価することができる。）

企業評価	工事の施工経験 管内／過去5年間	下記工事以上の施工実績を有する。 （例）工事：管水路（DCIP）φ800mm L=300m	2点	2点
------	---------------------	--	----	----

技術者評価に関する選択項目（工事難易度がⅢ程度以上の工事に対して、技術者評価の項目に追加して評価することができる。）

技術者評価	工事成績評定（平均点） 農業農村整備等全国直轄（地方農政局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	80点以上	2点	2点
		75点以上～80点未満		1点

(別紙 ④)

施設機械設備等工事における技術者評価（配置予定技術者の資格取得後の経験年数・配置予定技術者の保有資格）の評価項目及び評価基準（標準例）

鋼構造物工事（水門設備工事、水管橋上部工工事、鋼橋上部工工事）の場合

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数 1又は2級土木施工管理技士、1又は2級建築施工管理技士【標準B型は、1級を対象。簡易Ⅰ及び簡易Ⅱ型は、1又は2級を対象。】	5年以上	1点	1点
	配置予定技術者の保有資格	技術士（農業部門：農業土木、建設部門：鋼構造及びコンクリート）、一級建築士 【電動式の水門設備工事の場合には、次の資格を追加】 第一又は二種電気工事士、1又は2級電気工事施工管理技士、第一～三種電気主任技術者	1点	1点

機械器具設置工事（ポンプ設備工事、バルブ設備工事、除塵設備工事）の場合

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数	【配置予定技術者の資格取得後の経験年数は、評価項目の対象としないため、評価項目から削除する】		
	配置予定技術者の保有資格	1又は2級土木施工管理技士、技術士（農業部門：農業土木、機械部門） 【電動機駆動のポンプ設備工事、電動式のバルブ設備工事・除塵設備の場合には、次の資格を追加】 第一又は二種電気工事士、1又は2級電気工事施工管理技士、第一～三種電気主任技術者	1点	1点

電気工事（電気設備工事）の場合

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数 1又は2級電気工事施工管理技士【標準B型は、1級を対象。簡易Ⅰ及び簡易Ⅱ型は、1又は2級を対象。】	5年以上	1点	1点
	配置予定技術者の保有資格	技術士（農業部門：農業土木、電気電子部門、建設部門）、第一又は二種電気工事士、第一～三種電気主任技術者、1又は2級土木施工管理技士	1点	1点

電気通信工事（水管理制御設備工事）の場合

評 価 項 目		評 価 基 準	配点	評価点
技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数	【配置予定技術者の資格取得後の経験年数は、評価項目の対象としないため、評価項目から削除する】		
	配置予定技術者の保有資格	技術士（農業部門：農業土木、電気電子部門）、第一～三種電気主任技術者、電気通信主任技術者、1又は2級電気工事施工管理技士、1又は2級土木施工管理技士	1点	1点

建築工事の場合

評 価 項 目		評 価 基 準		評価点
技術者評価	配置予定技術者の資格取得後の経験年数 1又は2級建築施工管理技士【標準B型は、1級を対象。簡易Ⅰ及び簡易Ⅱ型は、1又は2級を対象。】	5年以上	1点	1点
	配置予定技術者の保有資格	技術士（農業部門：農業土木、建設部門）、一級建築士、二級建築士、地盤品質判定士	1点	1点